

Title	大航海時代から大公開時代へ(守永誠治教授退任記念号)
Sub Title	From the Age of Exploration to the Age of Disclosure(In Honour of Profesor Seiji Morinaga)
Author	守永, 誠治(Morinaga, Seiji)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.6 (1993. 2) ,p.1- 11
JaLC DOI	
Abstract	国家が成立してから今日まで約5000年の歴史があるが,その会計は現金主義によるものであって,収入と支出における絶対的真實性が求められている。このような会計システムは財政学の研究対象であるが,今日会計学の研究対象としての現金主義会計は宗教法人等の非営利組織体に求められている。一方,複式簿記が生成した時代から会計は未収金や未払金のような経済の事実に基づいて把握される発生主義会計が起ってくるのであるが,この時期は丁度,コロンブス(Columbus)による新大陸への航海の時代で1492年と機を一にしており,ルカ・パチオリ(Luca Pacioli)のズンマ(Summa)が1494年に出版されている。15世紀末における会計は公開という程のものではなかったが,資本主義の発達と手を携えて展開したのであった。それは株大会社の生成以後,必然的に企業会計の公開が求められるようになった。また産業革命以後における企業の発展は信用経済における会計の複雑化のみならず,設備資産の減価償却等を通して相対的真實性がますます求められるようになってきたのであった。19世紀に工業化を果した先進諸国は帝国主義政策をとり,会計もこれと歩調を合せて発展してきたが,20世紀前半でファシズムによる全体主義国家が崩壊すると,次第に会計の公開が求められてきたがこれは民主主義との関連で論じられるようになってきたのであった。20世紀の後半にイデオロギーの支配が崩れると共にグラスノチス(情報公開)が強く求められるようになったが,これはそれぞれの国の民族の問題が経済の問題と絡み合っって国際的会計基準の統一は新しい課題と遭遇することとなった。特に,わが国における会計の公開の問題は特有の面を持っていることを論じている。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930225-04056308

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大航海時代から大公開時代へ

守 永 誠 治

<要 約>

国家が成立してから今日まで約5000年の歴史があるが、その会計は現金主義によるものであって、収入と支出における絶対的真實性が求められている。このような会計システムは財政学の研究対象であるが、今日会計学の研究対象としての現金主義会計は宗教法人等の非営利組織体に求められている。

一方、複式簿記が生成した時代から会計は未収金や未払金のような経済の事実に基づいて把握される発生主義会計が起ってくるのであるが、この時期は丁度、コロンブス（Columbus）による新大陸への航海の時代で1492年と機を一にしており、ルカ・パチオリ（Luca Pacioli）のズンマ（Summa）が1494年に出版されている。

15世紀末における会計は公開という程のものではなかったが、資本主義の発達と手を携えて展開したのであった。それは株式会社の生成以後、必然的に企業会計の公開が求められるようになった。また産業革命以後における企業の発展は信用経済における会計の複雑化のみならず、設備資産の減価償却等を通して相対的真實性がますます求められるようになってきたのであった。

19世紀に工業化を果した先進諸国は帝国主義政策をとり、会計もこれと歩調を合せて発展してきたが、20世紀前半でファシズムによる全体主義国家が崩壊すると、次第に会計の公開が求められてきたがこれは民主主義との関連で論じられるようになってきたのであった。20世紀の後半にイデオロギーの支配が崩れると共にグラスノチス（情報公開）が強く求められるようになったが、これはそれぞれの国の民族の問題が経済の問題と絡み合っただけで国際的会計基準の統一は新しい課題と遭遇することとなった。特に、わが国における会計の公開の問題は特有の面を持っていることを論じている。

<キーワード>

大航海時代、コロンブス、ルカ・パチオリ、イギリスの会計とその公開、フランスの会計とその公開、ドイツの会計とその公開、アメリカの会計とその公開、大公開時代、福澤諭吉、ロッキード事件、三光汽船事件。

1 国家5,000年の歴史と会計

人類が国家を形成してから、今日まで約5,000年が経過しているといわれている。¹⁾ 国家の財政は

1) Samuel Terrien, "The Golden Bible Atlas" 小林宏・船本弘毅訳 創元社 p 90

主に租税の歳入及び歳出によって賄われており、我が国では1947（昭和22）年制定の会計法によって会計の処理がなされている。その歳入及び歳出は、現金の受け入れ及び払い出しという資金の動きを記録・計算し、予算と対比させるものであって、いわゆる「現金主義会計（Cash Basis Accounting）」によって行われるものである。これは我々の研究対象のごく一部であって、むしろ財政学の研究対象である。

これに対して、個別企業の行方会計は取引の経済事実を記録・計算するものであるからいきおい、「発生主義会計（Accrual Basis Accounting）」が採用されることとなる。我が国にあっては、学校法人会計及び社会福祉法人会計においても、現金主義会計から発生主義会計への移行がみられる。²⁾

しかし、人々が集まり目的をもって非営利組織体を構成する宗教団体等では現金収入及び現金支出によるいわゆる現金主義会計が行われている。³⁾ けだし、現代においてもその会計は、基本的に絶対的の真実性が求められているものであり、発生主義会計の相対的の真実性と異質の会計領域が要請され、不正も不整も許されないものである。この点から、現代会計学における相対的の真実性と対照的な姿がみられるのである。⁴⁾

元来、宗教において要請されるものの一つは倫理観であり、安心立命に根底を置くものであるから、その会計は絶対的の真実性が求められ、企業会計における推定計算の引当金等を否定するものである。この点において、欧米の宗教法人における厳格な監査制度の我が国への導入は、今後に残された大きな課題であろう。

2 大航海時代から500年の現代会計

(1) 大航海時代と複式簿記

コロンブス（Christopher Columbus; 1451～1506）がスペインのイザベラ女王の援助のもと、サンタ・マリア号、ニーニャ号、およびピンタ号の帆船3隻を率いてスペインのパロス港を出帆したのは1492年8月3日であり、2ヶ月余りの航海で同年10月12日にカリブ海のバハマ諸島の一つであるサン・サルバドル島に到達したのであるから、今年1992（平成4）年は、その時から数えてちょうど500年に当る。

ここで現代の企業会計の基礎となっている複式簿記の生成の時代を振り返ってみよう。ユーラン

2) 1951（昭和26）年の制定の社会福祉事業法第42条において、貸借対照表及び収支計算書の作成が義務付けられており、これを受けて社会福祉法人経理規程準則第3条において正規の簿記の原則が定められ、発生主義会計による決算整理については第35条に規定され、引当金会計については第37条に規定されている。

3) 守永誠治著『非営利組織体会計の研究』慶應通信 p.203

4) *ibid.*, pp.204～206

ア大陸の北方からモンゴル族に追われて南進してきたトルコ族が弱小民族の小アジアに侵入し、1037（長元10）年にセルジューク・トルコを建国し聖地エルサレムを侵略したため、東ローマ皇帝は1095（嘉保2）年、教皇ウルバヌス2世に救護を求め、パリの南々東388キロの地にあるクレルモンの会議において、イスラム教徒からエルサレム奪還のため、十字軍の遠征を行った。その結果、イタリアの都市は地中海の商業権を握り、東方貿易は伸長していった。15世紀の半ばになるとオスマン・トルコが1453年に東ローマ帝国の首都コンスタンチノーブルを陥落させ、従来のシルクロードは通商路として機能しなくなってきた。しかし、十字軍の遠征によって、ギリシャ文明、イスラム文明がヨーロッパに入り文化的に新しい刺激を与えた。その結果、ヨーロッパ大陸においては、倫理性を尊重するヘブライズムと合理主義を主張するヘレニズムの両立がみられた。また弁証法による考え方からイタリアの北部の都市ベネチア、ジェノバ等では複式簿記が考案され、企業における債権・債務の管理のために用いられていた。ゲーテ（J. Goethe; 1749～1832）によれば、その著『ウイヘルム・マイスター』において、「複式簿記は人類が創造した偉大なものの一つである。」と評価されている。この複式簿記を文献として最初に発表したのは、フランチェスカ派の僧侶ルカ・パチオリ（Luca Pacioli; 1445～1514）であり、1494年の彼の主著『Summa』の中に収録されている。この年にはスペインとポルトガルの間でトルデシーラス条約が締結されたのである。したがって大航海時代と複式簿記の生成・発展の時代とは機を一にしているといえよう。

(2) 複式簿記から会計学へ

ルカ・パチオリの著した『Summa』は、ヨーロッパの北西に伝わり1543（天文12）年に英語、フランス語、オランダ語に翻訳されており、その後、資本主義の展開と歩調を合わせて発展していったのである。スペインのアルマダ（Armada; 無敵艦隊）が1588年（天正16）年にポーツマス・カレー沖の海戦でイギリスに敗れ大西洋の制海権を失ってから経済の発展はヨーロッパの北西に移り、株式会社がイギリスで1600（慶長5）年に、オランダで1602（慶長7）年に、フランスで1604（慶長9）年に、それぞれ設立され、複式簿記は株主のための会計へと展開していったのである。フランスでは1673（延宝元）年に商事法令（Ordonance du Commerce）が制定されたが、これは近代商法の祖といわれ、ブルボン王朝のルイ14世が同年3月23日に署名して成立したもので、時の大蔵大臣コルベール（J. B. Colbert; 1619～1683）の重商主義政策の一環として経済秩序の維持をはかって制定されたのである。このオールドナンスはコルベールの命をうけたサバリー（Savary Jacques; 1622～1690）の編纂によるのでサバリー法典（Code Savary）とも呼ばれているが、特筆すべきことは、その11章で企業が破産した場合に帳簿を備えていなければ詐欺破産とみなされ死刑に処せられる旨定められていることである。⁵⁾

5) 神戸大学会計学研究室編『第四版会計学大辞典』同文館 pp.1150～1151

イギリスでは13世紀から荘園の財務活動の責任を明らかにするため会計監査が行われていた。当時の監査は会計記録について聴取することにより収支計算の正否を確かめることであった。株式制度が発展し、多くの会社が設立されたが、1711（正徳元）年に中南米との貿易を目的として設立された South Sea Company が1720（享保5）年に問題を起こすのであるが、これを景気に株価の大暴落が発生した。世にいう South Sea Bubble Case（南海泡沫事件）である。

18世紀におけるイギリスとフランスの植民地争奪の戦争は、東のインドでも、西のアメリカでもイギリスの勝利となり、三角貿易を行っていた。

フランス・オランダに対して経済的に有利になったイギリスでは産業革命が進行し、他国の家内工業による製品よりも品質において優れていて、「世界の工場」と呼ばれ原価計算が発達してきた。

一方、ピューリタニズムとアングリカニズムの対立から端を発した北アメリカの入植者たちは13州を形成し、議会を開設し、大学・出版業などに自由の世論が高まっていた。1773（安永2）年のボストン茶会事件（Boston Tea Party）は「代表なければ課税なし」のスローガンの急進派の事件であった。1776（安永5）年7月4日のアメリカ独立の後も100年近くイギリス式の会計が移植されていった。

当時ドイツでは封建諸侯の統治下にあり、国民は統一を望んでいた。西部では工業が発達してきたが、資本家は封建勢力と妥協していた。1862（文久2）年プロイセンで首相になったビスマルクは、陸軍の装備を整えスペインの王位継承問題を機会として、1870（明治3）年に普仏戦争を起こしパリを占領し、ベルサイユ宮殿の鏡の間でドイツ統一を宣言し、50億フランの賠償金と鉄と石炭の産地であるアルザス・ロレーヌを獲得し、1871（明治4）年にドイツ憲法を制定し、賠償金と資源をもとにして、1870年代以降は近代工業が発達した。簿記会計も歩調を合わせて普及したが、ドイツの会計学者は財産目録中心の理論を主張していた。

もともと、ドイツはフランスと対照的側面をもっている。すなわち、フランスやイタリアは地中海に面し、画家たちは明るい色調の美しい作品を残しているのに対し、ドイツは緯度の高い所であり、長い暗い冬の寒さに耐え、南欧の明るさに憧れ、シュバルツ・バルトを散策し、瞑想に耽るためであろうかドイツ哲学はドイツ的合理主義を生み、社会科学と自然科学を高度に発達させてきたが、会計学においても同じであった。その泰斗はシュマーレンバッハ（Eugen Schmalenbach; 1873~1955）であった。

3 20世紀における会計の展開

アメリカで南北戦争が終結し経済の復興が進むにつれてヨーロッパの資本が投下され銀行が次々と設立され、企業に貸し出しが行われたが、ここでは貸借対照表の真实性が求められ会計士の証明

が必要となり、アメリカ式の貸借対照表監査が行われるようになった。

1877（明治10）年トルコ人によるギリシャ正教徒の殺害を口実に始まった露土戦争の終結はロシアの南進政策を招き、イギリス・オーストリアがこれに反対し1878（明治11）年ビスマルクの調停によりベルリン会議が開かれた。ロシアはシベリア鉄道を敷設し、東アジアにおいて列強とともに帝国主義政策をとった。

植民地化の危機にさらされていた中国では1899（明治32）年山東省を中心に義和団がおこり「扶神滅洋」を主張して北京の公使館を包囲し、清朝はこれを機に1900（明治33）年列強と開戦した。その結果、中国の半植民地的地位は確定的となり、ロシア軍はそのまま占領を続けていた。

19世紀末の日本は中国との間の天津条約により朝鮮から軍隊を撤退し、以後の出兵は両国相互間のあらかじめの通告を約していた。しかし、朝鮮で東学党の排外的反乱が起こると、両国はその主導権をめぐって対立し、1894（明治27）年8月1日に日清戦争が始まった。日本は圧倒的な勝利のために、翌1895（明治28）年下関条約を結び賠償金を2億両（テール）のほか台湾等を手にいれたが、この賠償金は国家予算の約3年分に相当し、これをもとに産業革命が進展したのであった。19世紀末までに工業化を達成した諸国は、植民地や従属国を支配する帝国主義政策を行った。我が国も帝国主義の仲間入りを果たし、その忠実な弟分となったのである。

当時、我が国は軍備拡張に入り鉄鋼の国産化のために官営の八幡製鉄所を設立し、その原料として清国の大冶（だいや）の鉄鋼石を手にいれ、21世紀の夜明けの1901（明治34）年に開業したのであり、日露戦争の際には生産が軌道に乗り出し、重工業化が進んでいった。

20世紀はこのような国際情勢のもとで始まったのであった。

福沢諭吉先生は、20世紀のはじめ1901（明治34）年2月3日に天に召された。

(1) 日本における会計の発展

我が国の会計は、まず複式簿記が明治6（1873）年に福沢諭吉先生の翻訳によって始まるのである。先生はアメリカで『Common School Bookkeeping, embracing single and double entry; by Bryant and Stratton』を求めて訳されたのである。その内容は単なる複式簿記書ではなく近代化思想の一発言として、あるいはその啓発のために著した作品である。明治政府は明治32（1899）年に商法を制定するが、会計はその国の思想文化の現れであり太平洋戦争の終結までは停滞していたのであった。太平洋戦争後になると、昭和24（1949）年に経済の民主化や課税の公正化等のために、アメリカのSHM会計原則を範にとった我が国企業会計原則が制定されたのであった。

(2) ドイツにおける会計の発展

キール軍港の水兵の暴動がきっかけになり、1918（大正7）年11月11日ドイツ共和国は連合軍との

休戦に調印した。敗戦国ドイツでは激しいインフレとなった。1919（大正8）年6月28日にベルサイユ条約が締結されたが、その賠償金は1320億金マルクと決定し、とうてい敗戦で荒廃したドイツの支払えるものではなかった。パリ講話会議にイギリスの大蔵省の代表として参加していたケインズ（J. M. Keynes; 1883~1946）はこの賠償に対して反対し、職を辞してこれを糾弾する著書『平和の経済的結果』⁶⁾をあらわしたのである。ドイツではシュマーレンバッハが1919（大正8）年に動的貸借対照表をあらわし、従来の財産表示の静的貸借対照表を180度転換させたのであった。インフレの激しいドイツにおいては期間損益計算こそ有用であるが、貸借対照表は財産表示の能力を欠き、損益計算書の連結環という立場にあったものである。さらにシュマーレンバッハは1927（昭和2）年にコンテンラーメン（Kontenrahmen）をあらわした。これは会計実践において標準勘定組織一般をさししており、財務諸表の統一化や経営比較を可能にならしめるために会計実践上の諸要求を具体化した勘定組織計画である。その後ドイツでは1937（昭和12）年に強制コンテンラーメン（Pflichts Kontenrahmen）として統制経済の一貫として強制されるようになった。ヒトラー（A. Hitler; 1889~1945）はこれを国力の測定に用いて戦ったのであった。

(3) フランスにおける会計公開の特徴

1940（昭和15）年ドイツ軍は中立国オランダ・ベルギーを経てフランスに侵入して、フランスはパリ陥落後降伏し、ベタン（H. P. O. Petain; 1856~1951）はビシー政権をつくりドイツの強制コンテンラーメンをやむなく受け継いだのである。戦勝国フランスは敗戦国の置き土産であるこのコンテンラーメンを引き継ぎ、1947（昭和22）年にプラン・コンタブル・ジェネラルとし、1982（昭和57）年に大改定して、社会貸借対照表の作成を制度化しているのである。フランスの会計の公開にあっては、企業の利害関係者について、出資資本家、貸付資本家、政府地方自治体のほか特に従業員を重視した公開制度であるところに特徴がみられる。

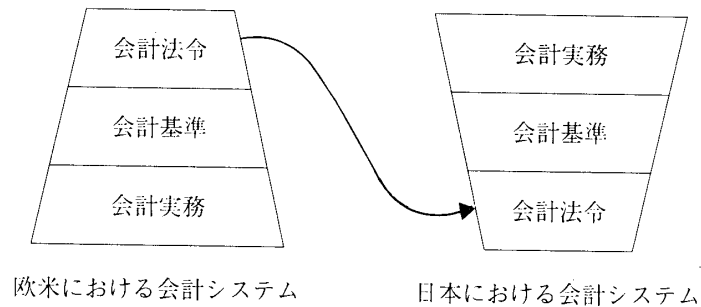
(4) アメリカにおける企業会計の公開の制度化

コロンビア大学のルイ・ハッカー教授はアメリカの3大革命として第一にアメリカ独立戦争をあげ、第二に南北戦争をあげ、第三にニューディールをあげているが、これらはそれぞれアメリカの会計に歴史的変化をもたらした。

独立戦争、南北戦争、第1次世界大戦を経てアメリカは債務国から債権国に代わり好景気が続いていたが、生産力が諸国民の購買力を超えてますます増大し、需要と供給の不均衡から世界的な恐慌の起こる条件ができていた。

6) 林健太郎稿「戦争責任とは何か」『文藝春秋』第67巻第4号 pp.225~226

アメリカでは1929（昭和4）年10月29日の暗黒の火曜日にニューヨークの株式相場の暴落によって史上最大の恐慌が始まったのである。1929（昭和4）年から1933（昭和8）年の間にGNPは30%減となり、実質民間設備投資にいたっては72%減という厳しいものであった。ニューヨーク州の知事であったルーズベルト（F. D. Roosevelt; 1883~1945）は、共和党の政権を奪い返す好機としてニューディール政策を公約し、1933（昭和8）年3月4日の第32代の大統領就任とともにこの政策を実行した。これは3つのR、すなわちReleaf（救済）、Recovery（復興）、Reform（改革）であって、その中に会計上の重要な政策が含まれていたのである。その内容は1933（昭和8）年制定の証券法（Securities Acts）及び1934（昭和9）年制定の証券取引法（Securities and Exchange Act）であり、公認会計士の監査により真実の財務諸表の公開を企業に要求したのである。この法令に対し、アメリカにあっては、すでにその対象となる企業のほとんどが公認会計士の監査を受けており、会計の制度化が会計の実務の定着の上に行われてきたことは、我が国の次の図に示す姿と対照的である。



欧米では始めに会計実務が行われており、その中から優れたものが会計基準として作成され、その基準を守らないものがあるために、後に会計法令が制定されたのである。

我が国の場合、会計実務が十分に行われていなかったため、1899（明治32）年に商法により会計を法令で制度化したのであるが、会計基準がなくその後50年経過した敗戦後の1949（昭和24）年に会計基準が作成され、その後会計実務として定着しつつあり、欧米と対照的である。

(5) イギリスにおける企業会計の公開

イギリスでは1900（明治33）年会社法で強制監査制度が再導入され、1942（昭和17）年以降イングランド・ウェールズ勅許会計士協会により一連の「会計原則勧告書（Recommendation on Accounting Principles）」の公表がなされ、1948（昭和23）年の会社法では「真実且つ公正なる概観（true and fair view）」を与えなければならないという規定が導入された。

第1次世界大戦中に工業生産の諸事情が伸長したので、イギリスでは1919（大正8）年に原価会計士の要請を目的としてロンドンに原価会計士協会（ICWA; The Institute of Cost and Work Accountants）が設立され、資格試験として原価会計士試験が行われている。その設立の時期はアメ

リカの原価会計士協会とあい前後している。

4 大公開時代の到来

ヨーロッパの格言に「何でも隠されているもので現れないものではなく、秘密にされているもので明るみにでないものはない。(Denn es ist verborgen, was nichts offenbar werden soll, unt ist nichts geheim, was nichts an Tag Kommen soll.)」というものがある。

福沢諭吉先生は、我が国の発展のためには教育とジャーナリズムの必要性を論じられていた。ロッキード事件も、三光汽船の事件も、リクルートの事件も、そして昨年の証券スキャンダルも新聞・テレビ・雑誌などの働きの力強さがみられたのであった。

(1) ロッキード事件の会計監査の特徴

アメリカのアーサーヤング会計事務所のフィンドレー氏はロッキード社の領収書の中に金額の代わりにピースーズと書いてあるものを公認会計士として承認しなかったのである。このことが日本の新聞に小さな記事になったのである。我が国ではロッキード関連のいずれの会社も適正なものとして監査意見が書かれていたのであった。

これは我が国の政界を揺るがした大事件へと発展していったのであった。

(2) 三光汽船のオフ・バランス会計の問題点

三光汽船は昭和60(1985)年に支払不能に陥ったが、貸借対照表の負債は4972億円であった。しかし、リース契約による長期雇船契約の支払債務が5000億円以上あり、実質的には負債総額は1兆円を超えていたのであった。

リース契約による船舶については、三光汽船には法律上の所有権がないから、現行の我が国の会計原則ではディスクロージャーの枠外におかれているのである。

周知のように監査には監査基準があり、それを支える監査実施準則及び監査報告準則が制定されている。

監査人が、たとえ現行のリースについての会計処理が会計理論上好ましいものではないと理解していて、かつ、その結果リース取引が現れない貸借対照表の読者である利害関係者に対して明らかに重要な問題を与えると理解していたとしても、企業の側で企業会計原則に準拠して貸借対照表を作成しているのならば、監査人は適正という結論を下さざるを得ないのである。

三光汽船の会計の公開に関して、1985(昭和60)年8月14日に日本経済新聞は、その内容を詳細に報道したのであった。

「三光汽船は13日、会社更正法の適用を申請したが、経営破綻の引き金となったのは表面上の決算の赤字に加えて、大手商社との間などに存在した巨額の長期用船契約の存在である。この種の用船契約は実質的に簿外の債務となるが、会計監査によるディスクロージャー（企業情報の内容開示）の枠外となっている。海運会社ばかりでなく、商社、リース会社、ファイナンス会社をはじめ従来の会計監査の基準だけでは企業実態を十分反映しない業種も多くなってきた。三光汽船の事実上の倒産は公認会計士による監査の限界を浮き彫りにしたといえそうだ。」

以上の引用した新聞記事によれば、現行の企業会計原則や監査基準ではリースによる契約上の債務が貸借対照表からリース資産とともにオフ・バランスとなっているものであり、公認会計士監査の限界となっていることを指摘しているのである。

アメリカのリース会計は、日本の場合と前提条件が異なっている⁷⁾ので、研究が早くから進み、Dr. Keiso はリースの資本化を論じ、⁸⁾ AICPA は、会計実践上の見地から会計基準を明確にするため、ケース・バイ・ケースの方式で会計手続委員会（ARB）を設け、その研究を進め第51号まで発表し、新たに会計原則審議会（APB）が設立され引き継いでいる。この審議会は、外部の学者等に研究を委嘱して会計原則の研究結果を公表した。その研究においては、APB意見書第5号が1964（昭和39）年に発表されて以来1973（昭和48）年に財務会計基準審議会（FASB）体制が成立するまで、いくつかの意見書が公表されている。

1964（昭和39）年に発表されたAPB意見書第5号「貸借人の財務諸表におけるリースの報告」は、当時の実態報告を踏まえて同第3項において「リース資産を資産に計上し、関連する負債を認識した側は比較的少なく、したがって、いかなる場合にリースが実質上購入になるのかについての基準を明確にする必要がある。」と述べて問題提起した点に特徴がみられる。⁹⁾この意見書の特徴として、貸借対照表の計上額を、リース契約による将来の支払額を適切に割り引いた金額としている。

1966（昭和41）年5月に公表されたAPB意見書第7号「貸借人の財務諸表におけるリースの会計」では、賃貸人（Lessor）のばあい¹⁰⁾を初めて取り上げている。すなわち、その第2項において、「リース契約の対象となっている会計年度に収益と費用をどのように配分するかということである。」と論じている。

7) 商法計算書類規則によれば、次のように定められており、実務上ほとんどが注記をとっている。「リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。但し、資産の部に計上するものは、このかぎりではない。」（第18条第2項）

8) Keiso and Weygandt, "Intermediate Accounting" - Advantage of leasing. p.996 fifth edition wiley

9) AICPA, Opinion of the Accounting Principles Board No.5 "Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee" N. Y. AICPA, 1964

10) AICPA, Opinion of the Accounting Principles Board No.7 "Accounting for Leases in Financial Statements of Lessee" N. Y. AICPA, 1966

1972 (昭和47) 年11月に公表されたAPB意見書第27号「製造または販売を業とする貸貸人のリース取引の会計」においては、先のAPB意見書第7号の疑問に答えるとともに、アメリカにおいて驚異的に発展しているリース取引に対して第三者が介入する場合や、関係会社との取引についての原則を論じているものである。¹¹⁾

1973 (昭和48) 年6月に公表されたAPB意見書第31号「貸貸人によるリース契約の開示」においては、それまでの意見書において要求されていた開示の範囲を拡大したものであった。¹²⁾ APBの意見書は同年の第31号の発表をもって終結し、AICPAは1973 (昭和48) 年6月にAPBを改組し、FASBを設立した。FASBは早速リース会計を研究審議した。

1976 (昭和51) 年11月に公表されたFASB基準書第13号「リース会計」においては、貸貸人について「所有者であることによる通常の危険または報酬の全部または大部分を賃借人に渡している」か否かという問題と、賃借人について「実質的に資産の割賦購入である」か否かという問題を統合したもので、実質思考を尊重する会計原則のあり方を呈した。¹³⁾ なお、FASBは第17号から第29号にわたり、リース会計について部分的な改訂あるいは追加が行われている。

いずれにしても、リース会計の中心的課題は、リースの資本化の会計が中心であり、その会計処理を巡ってアメリカ型の実質思想か我が国会計観の形式思考かが問題となるであろう。

(3) 中小会社の会計公開の課題

我が国では株式会社が約120万社あり、有限会計もほぼ同数存在している。これらの株式会社のうち公認会計士の監査を受けて経理を公開している会社は、証券取引法のもとで約3000社であって全株式会社の1%にも満たないのである。¹⁴⁾

欧米並みにこの問題を解決することは今日政治問題となっている。日米構造協議におけるアメリカの要請にみられる会計の改善の諸問題を研究することは会計学を学ぶものの課題であろう。

(4) 国際会計基準と我が国の会計

現代の会計は、複式簿記を用いて企業の変化していく姿を見えるようにするため写像することであり、また列車の時刻表のようなものである。財務諸表は企業そのものではないし、列車の時刻表は列車そのものではない。¹⁵⁾ また、旅行をする場合の地図のような働きをしているのである。

11) AICPA, Opinion of the Accounting Principles Board No.27 "Accounting for Lease Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors" N. Y. AICPA, 1972

12) AICPA, Opinion of the Accounting Principles Board No.31 "Disclosure of Lease Commitments by Lessees" N. Y. AICPA, 1973

13) Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.13 "Accounting for Leases" Stamford, Conn, FASB, 1976

14) 守永誠治稿「中小企業の監査制度」『産業経理』に詳論した。

企業が国際化し経済活動がボーダーレスの時代にはいると、それぞれの国の会計の国際的統一が望まれる。水彩画とカメラは同じ結果にはならないし、プトレマイオス朝の時代の地図では今日旅行しようがないのである。

しかし、会計は法律によって制度化されるものであり、それぞれの国によって会計の法令が異なっているので混乱が発生している。

1973（昭和48）年に国際会計基準委員会が設立されて比較可能な財務諸表の公開が要請されている。

15) 山口操著『原価会計情報システム論』慶應義塾大学商学会
ここにおいては、会計の機能について詳細に論じられている。